

平成 28 年度 岡谷市就学支援委員会名簿

【会長】

【副会長】

【委員】 14 人

(任期 : 平成 30 年 3 月 31 日)

	氏名	職種等	所属
	金子 和可子	小児科医師	信濃医療福祉センター
	小口直彦	耳鼻咽喉科医師	小口医院
	林秀行	眼科医師	林眼科医院
	五味浩一	校長	長野県花田養護学校
	小沢敬也	校長	長野県諏訪養護学校
新	山崎寿子	臨床心理士	岡谷北部中学校
	横内宏行	校長	岡谷田中小学校
新	福澤行雄	校長	岡谷北部中学校
新	杉山清	校長	小井川小学校
新	小宮山健一	教頭	岡谷南部中学校
新	小林由佳	教諭(特別支援)	上の原小学校
	米山徹	教諭(特別支援)	岡谷東部中学校
	宮坂哲子	教諭(特別支援)	長地小学校
	米窪寿史	教諭(特別支援)	岡谷田中小学校

【専門委員】 4 人

	氏名	職種等	所属
	宮坂ちよい	言語聴覚士	ことばの教室
新	白田研一	障がい福祉主幹	社会福祉課
	古屋春江	保健師	子どもも課
新	丸山和夫	子ども総合相談センター長	岡谷市教育委員会

【教育委員会事務局】

教育長	岩本 博行	教育支援主事(子ども教育支援相談員)	林 秀昭
教育部長	吉澤 洋人	教育支援主事(子ども教育支援相談員)	伊東 基安
教育担当参事	橋爪 哲也	子ども教育支援相談員(育成支援コーディネーター)	福田 敬子
教育総務課長	帶川 豊博		
教育総務課主幹	森下 知佳		
〃 主査	小垣外 寿幸		

○岡谷市就学支援委員会条例

昭和53年3月30日

条例第3号

改正 平成19年3月26日条例第2号

平成20年3月24日条例第3号

(題名改称)

平成27年3月16日条例第6号

(題名改称)

(設置)

第1条 障がいがあること等により特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学及び教育支援に関し、専門的かつ総合的な観点を踏まえた判断と早期からの一貫した支援が行われるようにするため、岡谷市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（平成27条例6・全改）

(任務)

第2条 委員会は、岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 就学教育相談及び支援に関する事。
- (2) 就学先及び就学義務猶予等の判断に関する事。
- (3) 就学後の教育支援に関する事。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、児童生徒等の就学及び教育支援に関する事項について、教育委員会に対し、意見を述べることができる。

（平成20条例3・全改、平成27条例6・一部改正）

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 教育職員
- (3) 児童福祉施設等の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(平成27条例6・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(専門委員)

第7条 委員会において専門の事項を調査する必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、教育委員会が任命又は委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局が行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるものほか、委員会に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

2 岡谷市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和26年岡谷市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

賞じゅつ金審査委員会の委員	3,600		
---------------	-------	--	--

」を「

賞じゅつ金審査委員会の委員	3, 600		
心身障害児就学指導委員会の委員	3, 600		

」に改める。

附 則（平成19年条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(岡谷市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 2 岡谷市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和26年岡谷市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

心身障害児就学指導委員会の委員

」を「

就学指導相談委員会の委員

」に改める。

附 則（平成27年条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の岡谷市就学指導相談委員会条例の規定により任命又は委嘱されている岡谷市就学指導相談委員会の委員は、この条例の規定による改正後の岡谷市就学支援委員会条例第3条の規定による岡谷市就学支援委員会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。

(岡谷市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 3 岡谷市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和26年岡谷市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

就学指導相談委員会の委員

」を「

就学支援委員会の委員

」に改める。